

令和 6 年 5 月

玖珠町農業委員会定例総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等については○で消しています。

玖珠町農業委員会



1. 開催日時 令和6年5月10日（金曜日） 午後1時30分

2. 開催場所 玖珠町役場 3階 大会議室

3. 出席農業委員

1 番	（欠席）	2 番	江藤 徳幸	3 番	繁田 郁子
4 番	藤本 太一	5 番	小野 文隆		
6 番	（欠席）	7 番	安藤 慎八（会長）		

4. 出席農地利用最適化推進委員

1 番	（欠席）	2 番	（欠席）	3 番	衛藤 榮一
4 番	川邊 真八	5 番	藤原 善和	6 番	渡邊清文
7 番	石井由美子	8 番	（欠席）	9 番	（欠席）
10 番	帆足 智己	11 番	松方 洋一	12 番	柳井田英徳

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 非農地証明願いについて

議案第3号 農用地利用集積計画について

報告第1号 農用地利用集積等促進計画について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
(相続)

報告第3号 農地法第18条合意解約通知書について

6. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	井村 剛秀	主幹（統括）	梅木 嘉子
主幹	鶴窪 秀夫	主査	樋口 亜衣子

7. 会議の概要 事務局長	お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。 ただ今より令和6年5月定例総会を開催します。 では、着席して進めさせていただきます。 では、安藤会長 あいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 農業委員定数7名に対して、5名の出席です。玖珠町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告します。 次に、議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、議長の承認のうえ発言をお願いします。 また、総会の開催中は携帯電話をお切りください。離席する場合は議長の許可をもらってください。 それでは、議長の選出ですが、玖珠町会議規則第4条の規定により会長が議長となります。 以後の議事の進行につきましては、安藤会長よろしくをお願いします。
議長	本日の議事録署名人の指名ですが、 4番委員、5番委員、よろしくお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、議決権はありませんが、質疑等ございましたら、各議事の中で、ご意見ををお願いします。 それでは議事に入ります。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。
事務局	議案の説明の前に、お配りしました議案に訂正についてご案内いたします。議案第1号と報告事項に訂正があります。 説明の都合により、議案及び報告事項の説明の中で、訂正内容のご説明をさせていただきます。確認が不足しており、大変申し訳ありません。

事務局	では、議案の説明をいたします。座って説明いたします。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。 番号1、土地の所在は、大字太田字元畑〇〇〇番です。 地目は、田んぼで、面積は、1, 180㎡です。 譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。売買です。担当委員は、5番委員さんです。 番号2、土地の所在は、山田字神休〇〇〇外8筆です。 登記記簿地目は、田と畑で、合計面積は、5, 234㎡です。 譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さんで、譲受人は、〇〇〇〇の〇〇〇〇〇さんです。生前贈与です。担当委員は、3番委員さんです。 続きまして2ページをお開きください。 番号3番です。初めに内容の訂正のご説明をいたします。 土地の所在の2番目「大字岩室字乙師前」ですが、この地番を削除してください。 申請個所は、大字岩室字川原毛〇〇〇番です。面積は2, 869㎡です。譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さんで、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。売買です。担当委員は、1番委員さん、報告は7番会長お願いします。 以上です。
議長	それでは、担当委員の説明ですが、 番号1を5番委員さんよろしくお願いします。
5番委員	それでは番号1番の調査報告をいたします。 5月2日に申請者の〇〇〇〇さん、八①推進委員さんと、現地の立ち会いを行いました。土地の所在は、太田で県道より元畑方面に、東に400メートル入ったところにある田んぼの繋がりのあるところの1枚です。水稻を中心とした兼業農家で土地の経営面積はないで

	すけども、9反ほどお米を作ってるそうです。現状は田で水稻を作付けする計画です。権利の内容は、所有権の移転売買ということで、譲り受けるということでございます。本人の家から、水田までは500メートルぐらいと近いところにありまして、トラクター、コンバインなどもすべて揃えております。農業従事者は本人ということで、福岡の方から帰ってきて、家で農業と、車セールスをしている兼業農家でありまして、今でも9反ほど作付してるということで、問題はないかと思われます。 以上です。
議長	八①推進委員さん補足があればお願いします。
八①	問題ないと思います。
議長	続きまして番号2を3番委員さんお願いします。
3番委員	番号2番の調査結果を報告します。 5月1日に、申請者の〇〇〇〇さんと〇〇さんと、玖①推進委員さんと、現地の立ち会いを行いました。土地の所在は唐杉公民館より何十メートル行ったところから右に入ったところに位置しています。果樹、ブルーベリーや野菜を中心とした、兼業農家の譲受人が取得し、耕作する計画です。現況は畑で野菜を作付けする計画です。権利の内容は所有権の移転で、譲渡人が、生前贈与するという事情による権利の移動です。譲受人の通作距離は日田から35キロぐらいで耕作可能です。農機具は、耕運機や刈払機などがあり、本人と息子さんもやる気があるので、別に耕作に問題はないと思います。以上報告を終わります。
議長	玖①推進委員さん補足ございましたらお願いします。
玖①推進委員	息子さん、若干精神疾患があって、投薬治療してます。日田市に住んでいるようですが、本人も意欲があって、お父さんもまだ健康で一緒にやっていますので、水とか、利便性が悪いのですが、ブルーベリーを植えて、現在ヤギとかを離して、ヤギも出荷しているそうです。問題はないと思います

議長 7 番委員	続きまして番号 3 は、1 番委員に代わりまして私が現在確認を行いましたので報告いたします。 5 月 7 日に、申請者の〇〇さんと森②推進委員さんと、現地の立ち会いを行いました。 土地の所在は大字岩室字川原毛〇〇〇の田で、面積は、2, 8 6 9 m²です。 乙師集落にホッケー場がありますけども、そこから、約 1 キロ程度に位置しております。権利の内容は所有権の移転で売買です。 先日お父さんの方が亡くなりまして相続したんですけれども、譲り渡しの方が大阪にいる関係で、今回の申請におよんでおります。 譲受人はトラクター、コンバイン等を所有しており、農業従事者も 2 名おり、耕作に問題はございません。以上報告終わります。
議長	それでは、番号 1 から 3 について質疑に入ります。 質疑がある方は挙手をお願いいたします。 無いようでしたら採決します。 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成です。議案第 1 号は原案のとおり決定いたします。 それでは議案第 2 号非農地証明願いについて説明をお願いします。
事務局	議案第 2 号 非農地証明願いについてご説明します。 3 ページをお開きください。 申請者は、〇〇の〇〇〇〇さんです。 同農地は、3 0 年以上前から耕作条件が悪く、耕作がされておらずクヌギなどの雑木が点在的に茂っています。農地としての活用は

	できない状態のため、今回の証明願となりました。担当委員は、5番 委員さんです。 次に、番号2番、場所は、大字大隈字四行釣〇〇〇外2筆です。登記簿地目は雑種地と田んぼです。現況は、雑種地で、合計面積は、3, 7 6 3 m²です。申請者は、〇〇の〇〇〇〇さんです。 同農地は、昭和46年頃から、鯉の養殖場として使用しておりました。平成16年に鯉ヘルペスが発症して殺処分となりまして、平成3年に農地内の一部が県土木により埋め立てられ、その一部だけを家庭菜園で使用している状態です。こういった現状から、農地の活用が難しいことから、今回の証明願となりました。担当委員は、3番委員さんです。以上です。
議長	それでは担当委員さん報告をお願いします。
5番委員	それでは番号1の調査結果を報告いたします。 5月2日に申請者の〇〇〇〇さんと八①推進委員、農業委員事務局の2人の方と現地の立ち会いを行いました。土地の所在は、太田本村、中央発条工場のすぐ傍で、現況は写真でもありましたけども、雑木が茂っている状態で、農地というよりも原野になっています。平成5年頃から、30年以上そのような状態で、耕作をしてないということで、機能していないと思われます。以上です。
議長	八①推進委員さん補足があればお願いします。
八①推進委員	御覧の通り原野の状態で復帰は難しいと思いますので、よろしくをお願いします。
議長	続きまして番号2を3番委員さんお願いします。
3番委員	番号2の調査結果を報告します。5月8日、申請者の〇〇さん、玖①推進委員、事務局2人で現地の立ち会いを行いました。土地の所在は、387号線の端に位置しています。県酒類卸の下になります。

議長	現況は雑種地になっており、農地ではない状態になっています。 今後は、現状のままで農地に戻すことは難しいということで、今のままだです。以上報告を終わります。
玖①推進委員	玖①推進委員をお願いします。 鯉養殖をしております、鯉ヘルペスが出まして、鯉からニジマスウナギ等が変わって、現在はアユを養殖してまして、縦型の養殖池で養殖をしています。埋め立てたところは小田で砂防ダムを作ったときの残土を持ってきて、平たく復元すればよかったのですが、異常に盛り上げたせいで、とても農地としては使えないことから申請に至っています。以上です。
議長	それでは番号 1 番 2 番について、質疑のある方は挙手をお願いいたします。
議長	無いようでしたら採決します。 非農地証明願いについて、原案に賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。
農業委員	(全員挙手)
議長	全員賛成でございます。議案第 2 号は原案のとおり決定し、非農地証明書を交付します。
議長	次に、議案第 3 号 農用地利用集積計画について、事務局説明をお願いします。
事務局	議案第 3 号 農用地利用集積計画書についてご説明いたします。別冊の議案書の最後の表をご覧ください。すべて、新規の設定です。3 年未満の合計件数が、5 件、合計面積 2 3, 5 8 6 m²です。3 年から 5 年の合計件数は、6 件で、合計面積 1 3, 4 9 5 m²です。1 0 年以上の合計件数が 4 件で、合計面積は、8, 3 3 7 m² です。合計件数 1 5 件、合計面積は 4 5, 4 1 8 m²です。以上です。

議長	質疑はありませんか。 無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される農業委員は挙手をお願いします。
農業委員	(全員挙手)
議長	全員承認です。議案第3号は原案のとおり承認されました。 以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。 引き続き、報告事項について事務局説明をお願いします。
事務局	続きまして、報告事項に移らせていただきます。 報告第1号 別冊 農用地利用集積等促進計画についてご説明いたします。 別冊の農用地利用集積等促進計画をお開きください。少し補足をさせていただきます。 6年の3月までは、中間管理機構による契約の方を、先ほどの議案第3号の集積計画書の中に含めていたのですが、法の改正により、農地中間管理機構による契約は、こちらの促進計画に移りました。面積の方は、先ほどの議案第3号の一番後ろの3年以上とあった件数と面積には、中間管理で契約したものも含まれず、中間管理の契約をすべて農業委員会としては、意見がある場合は意見があります。意見がない場合は意見はありません。という決定を出したものを、最終的には県知事がホームページ等で公表するということになりました。令和6年度からは中間管理で契約したものは、報告事項で促進計画というものになるということで説明させていただきます。報告事項として皆様に報告します。続きまして議案書に戻っていただきまして、議案書の4ページをご覧ください。 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による相続による所有権移転が5件提出されております。詳細は、ご一読ください。

事務局	続きまして報告第3号です。初めに内容の訂正のご説明をいたします。重複箇所が3か所ありますので、削除していただく番号を申し上げます。ページは、4ページの番号6番、続きまして5ページをお開きください。訂正箇所は、番号14番、15番です。 お手数をおかけしますが、お手元の議案の削除をお願いいたします。 では、報告に移ります。 農地法第18条による合意解約通知書が21件提出されております。詳細は、ご一読ください。 以上で報告事項を終わります。 次に協議連絡事項についてご説明いたします。 (省略)
議長	その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。 (発言なし)
議長	それでは、以上をもちまして、玖珠町農業委員会5月定例総会を閉会します。